

会議名称		平成12年度第5回 情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時		平成12年12月14日(木) 14時30分～17時	
場所		杉並区職員研修所3階会議室	
出席者	委員	江藤会長 金子委員 清澤委員 小井委員 熊倉委員 高橋委員 布施委員 堀内委員 安本委員 門脇委員 河津委員 佐々木委員 鈴木委員 富本委員 藤原委員 青山委員 小幡委員 茶谷委員 (欠席：篠委員 縫村委員)	
	実施機関	山田区長 穴戸副収入役 芦塚戸籍住民課長 山崎戸籍住民課管理係主任主事 土佐国民健康保険課長 宮崎計画推進課高齢者医療係長 本木健康推進課長 佐藤保健予防課保健係主任主事 菊池公園緑地課長 市川選挙管理委員会事務局長	
	事務局	滝田企画部長 [区政情報課]館野課長 大和田主査 片岡主査 [情報システム課]浅川課長 星主査 石井主査 山根主査 藤本主査 依田主査 太田主査 森山主査 片山主査	
傍聴者		0名	
配付資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年度第4回会議録</li> <li>平成12年度第5回情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問</li> <li>平成12年度第5回情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問関係資料</li> <li>答申(情報公開制度の見直しについて)</li> </ul>	
	当日	<ul style="list-style-type: none"> <li>諮問32資料</li> </ul>	
次第	1 平成12年度第4回会議録の確定		
	2 諮問事項		
		中央電子計算組織のオペレーションの委託について	諮問32
		口座一括FDシステム	諮問33
		住居表示台帳管理システム	諮問34
		住居表示	諮問35
		国民健康保険システム(証更新処理)	諮問36
		国民健康保険システム(資格管理)	諮問37
		国民健康保険料収納交渉システム	諮問38
	老人福祉システム	諮問39	
	精神障害者ホームヘルプサービス	報告35	

	難病患者ホームヘルプサービス	報告 36
	大気汚染医療費助成受給者管理システム	諮問 40
	大気汚染医療費助成	報告 37
	ぜん息児機能訓練	報告 38
	緑化指導処理	諮問 41
	緑化指導	報告 39
	選挙人	諮問 42
	情報公開制度の見直しについて	諮問 20 ( 継続 )
内 容	1 平成 1 2 年度第 4 回会議録の確定	
	2 中央電子計算組織のオペレーションの委託について	答申
	3 口座一括 F D システム	答申
	4 住居表示台帳管理システム	答申
	5 住居表示	答申
	6 国民健康保険システム ( 証更新処理 )	答申
	7 国民健康保険システム ( 資格管理 )	答申
	8 国民健康保険料収納交渉システム	答申
	9 老人福祉システム	答申
	10 精神障害者ホームヘルプサービス	了承
	11 難病患者ホームヘルプサービス	了承
	12 大気汚染医療費助成受給者管理システム	答申
	13 大気汚染医療費助成	了承
	14 ぜん息児機能訓練	了承
	15 緑化指導処理	答申
	16 緑化指導	了承
	17 選挙人	取り下げ
	18 情報公開制度の見直しについて	答申

開会	
会 長	開会のあいさつ
会 長	「平成 12 年度第 4 回情報公開・個人情報保護審議会会議録」の訂正又は質問はございませんか。なければ会議録は確定したことといたします。
諮問事項説明	
会 長	諮問事項について審議に入ります。
企 画 部 長	諮問事項の朗読
諮問 32 号	
会 長	はじめに、諮問 32 について事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 32「中央電子計算組織のオペレーションの委託について」の説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委 員	委託業者から操作要員が来るということですが、派遣法に基づく方法ではないですね。この場合、操作要員に対する指揮監督はどうなるのでしょうか。
情報システム課長	これは派遣法に基づくものではございません。先ほど説明いたしました諸条件を踏まえ、業者と契約を結びたいと思っています。問題が生じた場合は、協議をしながら進めていくことになるかと思えます。
委 員	操作要員に直接指示されることもあると思いますが、それは問題がないのですか。
情報システム課長	業務を処理するわけですから、直接指示しなければいけないこともあるかと思えます。ただ、サービスについては、あくまでも派遣ではございませんので、私どもには権限がございません。業者のサービス規程等で対応することになるだろうと思えます。
委 員	確認ですが、当日必要なファイルを渡して、終了後はそれを受け取るという今の説明や「オペレーション概要」から、ファイルの管理については委託をしないで、区が直接管理すると理解してよろしいですね。
情報システム課長	はい。
委 員	これは意見ですが、オペレーションを委託すると、磁気テープまでまとめて委託するという傾向があるのですが、その意味ではこの案は、区が直接ファイルを管理されるというので、他の一般的な例と比べて、非常によく整理されているだろうとします。最後まで是非実行していただきたいと思えます。 また、オペレーションの記録は確かに膨大ですが、例えばオペレーターが無断でコピーをして持ち出すというようなことを常にチェックしなければいけないので、定期的ではなくて、随時必要に応じて厳重にやっていただきたいと思えます。
情報システム課長	はい。
委 員	オペレーションを委託する時間帯について、もう 1 回確認をしておきたいのですが。
情報システム課長	今回のオペレーション委託の時間帯は、朝 8 時 30 分から終了時までです。終了の時間は日々変わりますが、業務終了後にセーブ作業がありますので、

	平日は大体 11 時 30 分を想定しています。今後委託業者と詰めていきたいと思います。
委 員	いちばん心配なのは、50 万区民のすべての情報があるところに業者が出入りするという事だと思います。ですからそのセキュリティが守られて、事故が起きないような対策が何重にも必要だと思います。日常的にも出入りし、また委託の社員だけがそこに残るとすると、使用しないものについてはきちんと管理をしたにしても、故意に持ち出したりコピーをしようとするればできないことはないと思います。操作の記録が残るので、あとで見ればそういうことがあったかどうかは分かるということですが、一旦出てしまった情報についてはどうしようもないと思います。その業者なり社員なりは、いろいろな形で社会的な制裁は受けるとは思いますが、その辺の事について私もいくつか他区の状況を調べてみて、杉並の場合は二重三重になっていたりしてかなり優れているところもあるのですが、本当に大丈夫なのか、かなり慎重にやる必要があるのではないかと思うのです。事故が新聞に出たりもしますので、その辺の対策をどのようにしようとしているのかお話をさせていただきたいと思うのです。
情報システム課長	大変難しい問題であると同時に重要な問題であると思っています。本人が悪意の場合は、はっきり言って防ぎようがないと思います。そういった問題を起こせば、その人間や委託業者は社会的な制裁を受けることとなりますので、会社もそれなりの人材をよこしてくるだろうと思いますが、私どもとしては、ファイルについては保管庫に入れ施錠する等の管理の徹底を図るなど、できる限りのセキュリティ対策を取らなければいけないと思っています。
委 員	もう一つ、記憶媒体が小型化するのに反して容量が大きくなってきていますが、悪意で持ち出そうと思えば、コピーしなくてもますます簡単に持ち出しやすくなると思うのです。そのチェックの態勢ができるのでしょうか。
情報システム課長	先ほどからお答えしていますが、この問題は本当に悪意でやられたら、手のつけようがない部分でございます。私どもとしてはそういったことが絶対起きないように努力をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っています。
会 長	これは最終的には政治判断ですね。
委 員	そういうことですね。
委 員	委託業者に対するいろいろな条件はありますが、最終的には行政の責任になると思います。「オペレーションに関する記録の管理、保管」に、問題が生じた場合は情報システム課長の指示・監督に従うという項目がないと、行政と委託業者との境界線がはっきりしない感じがするのですが、その点はいかがですか。
情報システム課長	それにつきましては、契約書に明記して、お互いの責任、役割分担を明確なものにしていきたいと考えています。
委 員	まずファイルは区が管理をして、当日オペレーション委託をするときに、区が必要なファイルだけ渡して、終わったらその点検をしていくというお答えがあったわけです。それはそれでいいと思うのです。

	<p>今度はオペレーション中の故意のコピーの問題ですが、オペレーションの記録を必要に応じてチェックすることによって、コピーしたかどうかはただちに判断できるわけです。外部からの違法進入も、それで判断して防いでいるわけです。だからこの「オペレーションに関する記録の管理、保管」について真剣に検討していただく同時に、悪意でやったときどうなったのかというのがただちに分かるような態勢で運用できるようになっていると思います。</p> <p>大事なことは、ここでお話がありませんけど、オペレーションの指示書が的確に計画に基づいて書かれていて、その指示通りにやっているかどうかということのチェックのご検討をいただく必要はあるかと思えます。この3つの管理ができていればまず安心だと思います。</p>
情報システム課長	<p>業者との契約で、臨時的なものを除きまして、デイリー、ウィークリー、マンスリー、年間、すべての計画を事前に示します。その中でオペレーション指示書もきちんと提示した上で作業に入るということで、進めていきたいと考えております。</p>
委 員	<p>確か第2回目の審議会でこの委託についての報告があったときに、行革による人員の削減や、業務委託をする場合の監視体制が非常に重要になってくるという話がありました。外部委託がいいか悪いかは何とも言えないと思えますが、監視体制が十分整っていることを是非きちんと明記し、また随時ご説明していただければと思います。</p>
情報システム課長	<p>人員につきましては確かに削減の対象にはなっていますが、監視体制が強化できる体制づくりをしていきたいと考えております。</p>
委 員	<p>私は杉並区の職員には高い能力を有している方が多いと思えますし、全幅の信頼を置いておりますが、民間に委託すると危なくて職員がやっていけば安全なのかという論議にそろそろピリオドを打っていただきたいという気がいたします。</p> <p>もう1つ、セキュリティの問題より、少し技術的な能力に欠けているシステムエンジニアなどが区に来ているのではないかという気がいたします。本当に優秀な方は民間に行っているような気がいたします。能力の高い方が是非区に来るよう意見として申し上げさせていただきたいと思えます。</p>
会 長	<p>いまの点は私も非常に大事だと思います。一流企業でも技術力に相当差があります。セキュリティの問題以前に、技術力の点から失敗するということがあってあり得るわけです。だからコンピュータを操作し始めたら、人間はそういうリスクを常に背負うということを覚悟せざるを得ないと思っているのです。今回は委託一般ということなので議会で決めていただければよいのではという気もしているのですが、区のほうでセキュリティと技術力等を含めて万全の措置を責任を持ってやっていただくということでもよろしいですか。</p>
委 員	<p>先ほどからいろいろな意見が出ていますが、やはり万一ということがありますので、これは委託になじまないと思えます。この諮問については、私は賛成しかねるという意見を述べさせていただきたいと思えます。</p>
会 長	<p>反対の意見の方がおられれば、決を採ってもかまわないと思うのですが、よろしいですか。</p>

委 員	私は機構が変わってくればこうならざるを得ないと思いますが、パソコンは、ボタン1つで一瞬のうちに情報が消えてしまう場合もありますから、漏れる場合も困るけれども、消えてしまう場合も困るわけです。消去と保護についてはどういうふうにお考えですか。
情報システム課長	データの保護については、大体3世代、4世代までを全部確保しています。
委 員	費用対効果について十分な説明がなされてなく、いまでも疑問があるものですから、私はこれについては賛成しかねます。
委 員	事務局に伺いたいのですが、この委託についての費用対効果をこの審議会で審議する課題なのでしょうか。
企 画 部 長	審議会で費用対効果の審議をすべきかどうかは、ご意見が分かれるところだと思います。ただ、業務委託が是か非かの判断の要素として、審議することはやむを得ないと思います。
委 員	それはちょっと違うのではないかという感じがします。行政運営そのもののあり方については審議会の権能から外れて、何かをやるに当たって個人情報保護及びセキュリティが維持されるかどうかということが、この審議会の課題ではないかというふうに思っているわけです。ですから費用対効果が分からないということになると、これまでの委託については全部費用対効果を出してもらわないと検討できないのです。しかし、これはもう行政のやり方そのものですから、行政改革の審議会とか議会等でご判断いただくことにして、それを前提として果して適正に委託できるかどうかということが、この審議会の権能ではないかというふうに考えていままでやってきたのです。
企 画 部 長	厳密に申し上げればそういうことだと思います。ただ、先ほど情報システム課長が申し上げましたように、委託には一定のリスクが伴うということは事実でございますので、そういったリスクを覚悟してでもやるだけの価値があるかどうかという判断の要素としてはあろうかと思えます。 また、委託したあとのほうがコストパフォーマンスが悪くなるということであれば、当然委託をしないわけでございますので、委託したほうが費用対効果が上がるという前提で、そのために必要な手続きとして審議会に諮問をしているわけでございます。
委 員	いろいろな意見を聞いていて反対の人もあるということですが、秘密が保持できないから、あるいは費用がそんなに安くなるはずはない、かえって職員を使ったほうが安いから、とその反対の理由は何であってもいいのです。この案については、いま会長が言われたように、多数決で決める以外にないのではないかと思います。
会 長	では、この諮問 32 について賛成の方は挙手をお願いします。賛成が 15 人です。諮問 32 は決定とします。
諮問 32 号決定	
諮問 33 号	
会 長	次に、諮問 33 について事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 33 「口座一括 F D システム」についての説明

会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。
委 員	指定金融機関にフロッピーディスクを提供するというのですが、万が一事故があった場合はどうなるのですか。
副 収 入 役	この事業につきましては、従来から行われてきたものです。今回は、例えば四半期ごとのものや 30 件程度の少量のものについて、職員が開発したシステムを導入したいということがございます。個人情報については従来から富士銀行との契約の中で保護を図っています。
委 員	自分の口座に振り込んで欲しいという人は、一定の書類を銀行に出すわけでしょう。そうすると、ご本人は銀行口座に振り込まれることを承諾しているわけですね。
委 員	はい。
会 長	ほかにごございますでしょうか。では、諮問 33 は決定とします。
諮問 33 号決定	
諮問 34・35 号	
会 長	次に、諮問 34 と諮問 35 は関連していますので、事務局から一括して説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 34 「住居表示台帳管理システム」についての説明
区政情報課長	諮問 35 「住居表示」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。
委 員	「2 建物の名称・部屋数」の部屋数を記録する意味は何ですか。
戸籍住民課長	特に共同住宅について、そこに入居できる大体の世帯数や人数をある程度把握しなければいけないものですから、入力したいということがございます。
委 員	家は何年か経てば改造されて中が変わりますが、その部屋数の正確なものが得られるのでしょうか。
戸籍住民課管理係主任主事	ここで言うております部屋数というのは、個人の住宅の居間やリビングの数ではなくて、共同住宅に何室あるのかという意味です。
委 員	変更の頻度はどうなりますか。
戸籍住民課長	新築届や転入届があった場合にその都度処理していきます。
委 員	この氏名は世帯主の氏名になるのですか。
戸籍住民課長	必ずしもそうではありません。
委 員	下水や消火栓などが入れれば便利ではないかと思うのですが。
戸籍住民課長	まちづくり部門で、そういうものが一目瞭然で分かるような地図情報システムを検討しているようでございます。
委 員	これはその都度委託するのですか。
戸籍住民課長	来年 4 月の稼動のために必要な 6,000 枚だけでございます。平成 13 年度以降は、職員がその都度入力します。
会 長	ほかにごございますでしょうか。では、諮問 34 と諮問 35 は決定とします。
諮問 34・35 号決定	
諮問 36～38 号	
会 長	次に、諮問 36 から諮問 38 は関連していますので、事務局から一括して説

	明をお願いします。
情報システム課長	諮問 36「国民健康保険システム（証更新処理）」、諮問 37「国民健康保険システム（資格管理）」、諮問 38「国民健康保険料収納交渉システム」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委 員	ブラックリストのようなものがあるのですか。
国民健康保健課長	個別にリストのようなものは作っておりません。
委 員	滞納者の情報は何年ぐらい残るのですか。
国民健康保健課長	時効は 2 年です。
委 員	諮問 38 で記録する個人情報の項目の 91 番と 92 番で、相談内容は何となくわかるのですが、その相談に当たった担当者氏名を載せるのはどういう意味ですか。
国民健康保健課長	担当者氏名を入れているのは、交渉の経過を記録し後日の交渉に備えるためです。
委 員	私は、相談内容がわかっているならば、それで良いのではないかと思うのです。
国民健康保健課長	例えば分納の場合など、滞納者との約束を確認する際に担当者氏名が必要になります。
委 員	収納率を高めるのが理由になっていますが、いままでのように文書でやっているとは検索が大変なので、電算化するという理解でいいのですか。
国民健康保健課長	そうです。
委 員	諮問 37 で外国人の方の場合ですが、滞在期間が切れても長期滞在の申請者あるいは申請中という方がおりますね。そういう人は該当するのでしょうか。
国民健康保健課長	今回の場合、基本的に対象者から除外しています。日本人の配偶者がいるケースがほとんどで、在留申請はしていてもなかなか申請が下りないケースが多いからです。
会 長	諮問 36 から 38 の記録年月日の違いは緊急性の度合いによるものですか。
国民健康保健課長	準備などがありますので実施時期が異なっています。
会 長	ほかにございますでしょうか。では、諮問 36 から諮問 38 は決定とします。
諮問 36～38 号決定	
諮問 39 号	
会 長	次に、諮問 39 について事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 39「老人福祉システム」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。ないようですので、諮問 39 は決定とします。
諮問 39 号決定	
報告 35・36 号	
会 長	次に、報告 35 と報告 36 は関連していますので、事務局から一括して説明をお願いします。

区政情報課長	報告 35「精神障害者ホームヘルプサービス」、報告 36「難病患者ホームヘルプサービス」についての説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。
委員	ホームヘルパーは、当面は区の職員ということで、平成 14 年度から一部委託を検討されるようですが、事前の процедуруをするときに是非付けていただきたいのは、ホームヘルパーに対する個人情報保護に関しての研修計画です。これをはっきりと載せて提案していただきたいと思っています。
委員	諮問 38 では、相談内容を受けた担当者も入れています。担当者が代わって言うことが違うと、当事者が非常に不満に思う、あるいは役所自体を信用しないということにもなりますので、相談の内容まで入れたらそのときの相談担当者の名前もやはり入れておいたほうが良いのではないですか。
健康推進課長	ホームヘルパーの研修については、必ず実施するというところで計画しております。また相談担当者の氏名も、きちんと分かるようにしていきたいと考えております。
区政情報課長	報告 36 で対象となる個人は区民で、ホームヘルパー派遣申請者、派遣対象者、関係者です。担当者はこの業務を処理しますので、わかるように記載されます。
委員	まず報告 35 と 36 の両方で収集の方法は本人だけですが、親とか兄弟とかもう少し身近な人からの収集はどうなのですか。次に報告 35 の「11 し好」はどういうことを意味しているのですか。次に両方に関係することですが、「評価状況」はどういうことですか。
区政情報課長	1 点目ですが、この場合にはご家族や近親者も含めて本人というとりえ方をしております。
健康推進課長	し好についてですが、本人に対しての理解を深めないといけない場合があります。ホームヘルパーに本人のし好を伝え、トラブルが生じないようにするために収集します。
委員	先ほど研修のお話がありましたが、精神障害でお困りの方、難病でお困りの方というのは、地域でも最も大切な、重要な、また困難な対話の 1 つになると思います。従来、これは保健所の保健婦さんが中心になさっておられたと思うのです。今度はヘルパーさんがしてくださるとなると、大変素晴らしい良いことではあるのですが、そのためにも十分な研修を是非お願いしたいと思います。それと保健所とのかかわりは、どのようになるのでしょうか。
健康推進課長	特に精神障害者については、保健センターの保健婦と強いかわりがございます。どういうサービスが必要かというところでは、保健センターの保健婦が、日常生活全般について相談に応じて把握し、その中でホームヘルパーが必要だと判断したら、派遣することにしております。障害者の方が日常的に、心理的にいろいろ変化をするということについても、保健センターの保健婦がその状況を見ながら適切なアドバイスをしつつ、ホームヘルプを実施することになります。
委員	これを間違えると、ご家族の人が大変迷惑をしますので、是非保健所とは十分コンタクトを取って、また研修も十分にしておきたいと思いま

	す。
委員	先ほどの質問で「評価状況」についてまだ答えがなかったように思いますが。
健康推進課長	「評価状況」というのは、ホームヘルパーを派遣した結果、受けた方がどういう状態になったかということです。効果の有無や万が一精神状態が悪くなったということがあればそういうことも把握して、次のサービスに繋げていきたいということです。
会長	ほかにございますでしょうか。では、報告 35 と報告 36 は了承とします。
報告 35・36 号了承	
諮問 40 号、報告 37・38 号	
会長	次に、諮問 40 と報告 37、報告 38 は関連していますので、事務局から一括して説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 40「大気汚染医療費助成受給者管理システム」についての説明
区政情報課長	報告 37「大気汚染医療費助成」、報告 38「ぜん息児機能訓練」についての説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。
委員	「X線フィルム返送日」とは何を意味するのでしょうか。
保健予防課保健係主任主事	大気汚染医療費助成の認定審査会において、新規申請者の認定を行う際に、肺のX線フィルムを提出してもらっています。これは医療機関からの貸出しを受けておりまして、認定作業終了後速やかに返送することになっておりますので、その日付のことです。
委員	それが記録されるということは、患者であることが確認できたということの意味するのですか。
保健予防課保健係主任主事	X線フィルムを間違いなく返したことの確認のために、この日付が入っているということです。
会長	ほかにございますでしょうか。では、諮問 40 は決定し、報告 37、報告 38 は了承とします。
諮問 40 号決定、報告 37・38 号了承	
諮問 41 号、報告 39 号	
会長	次に、諮問 41 と報告 39 が関連していますので、事務局から一括して説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 41「緑化指導処理」についての説明
区政情報課長	報告 39「緑化指導」についての説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。
委員	この案件だけではなく、今日全体のお話を伺っておりますと、杉並区でのパソコンの利用が非常に積極的に進められていることがわかるのですが、フロッピーディスクの管理規定はあったのでしょうか。
情報システム課長	文書管理規程に沿って5年間保存することになっております。
委員	日常の管理の基準になる要綱、規則、規程というものを作られているのですか。
情報システム課長	作っておりませんが、電算管理規則の中で、電算管理責任者の役割として

	責任を持たせています。
委 員	具体的な管理方法を職員の方々に指導することは、非常に重要になってくるわけですが、そういうことは普段どうなさっているのですか。他の区で、フロッピーディスクの管理の甘さから犯罪が起こった事例があるのです。ですから常に啓発をし、基準というものを明確にした上で、運用されることが大事だと思います。
情報システム課長	磁気ファイル等の管理については、先ほど電算管理責任者の責任の下にということでお話申し上げましたが、施錠のできる所に保管するよう例年指導しております。その辺は今後もさらに十分に気を付けて、重ねて指導していきたいと思っております。
委 員	これは意見です。やはりフロッピーディスクの管理については、具体的なマニュアルが必要ではないかと思えます。これだけ近代化なさろうとされるのですから、そのためには一方で安全管理に対する留意が、同じパワーで必要になると思うのです。より詳しいマニュアルのようなものをお作りになって、全職場の担当者に普及啓発されるという方向で、ひとつご検討いただきたいと思えます。
情報システム課長	委員のご指摘のとおりだと思いますので、早急に対応策を考えていきたいと思っております。
委 員	システム化の規模が年間約 600 件というのは、範囲を 200 m <sup>2</sup> 以上に拡大した後でこのくらいなのですか、300 m <sup>2</sup> 以上のときも 600 件くらいあったのですか。
公園緑地課長	200 m <sup>2</sup> にした場合です。
委 員	以前はどのくらいですか。
公園緑地課長	大体その半分です。
委 員	この導入で効率化が図られるわけですね。申請から結論までの期間は少し縮まるのですか。
公園緑地課長	この処理によってはそれほど変わらないと思えます。
委 員	諮問 41 の 21 は影の合計なのでしょう。もしそうだとすれば、これは測るのですか。
公園緑地課長	届出のときに、保全する樹木の投影面積を計算していただきます。
会 長	ほかにございますか。なければ諮問 41 は決定し、報告 39 は了承とします。
諮問 41 号決定、報告 39 号了承	
諮問 42 号	
会 長	次に、諮問 42 について事務局から説明をお願いします。
区政情報課長	諮問 42 「選挙人」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委 員	「引き抜き対象数」とはどういうことでしょうか。
選挙管理委員会事務局長	例えば国政選挙ですと資格要件を失った方、区議会議員選挙ですと区外に転出した方などの分を引き抜いた数ということです。
委 員	このように世帯単位で送ることを実施しているのは、いま 3 区あると聞い

	<p>ています。先ほど来、委託についてはかなり議論もされて、行革の流れの中でセキュリティを考えながら委託していくのは仕方がないとは考えますが、世帯単位にするという考え方について伺いたいのですが。</p>
選挙管理委員会事務局長	<p>まず封書化したいということです。封書化により選挙のお知らせの紙面が大変広くなり、きめ細かな啓発ができます。ただし封書化は区ではできませんので、外部委託をしたいということです。</p>
委員	<p>確か前回、バーコードを利用するシステムの諮問があったと思うのですが、整理して教えていただけますか。</p>
選挙管理委員会事務局長	<p>現在は、はがき状のものに印刷して、それを選挙のお知らせとしてしています。今回はその代わりとして、封書に入れたものをお知らせとして送りたいということです。そのお知らせの表面にバーコードを付けまして、投票場において名簿照合等の際に使用するものです。</p>
委員	<p>民間委託は仕方がないとしても、世帯で括るというのは、いまの家族のあり様から考えてもどうなのですか。個人に送られてくる、いままでのスタイルのほうが受けとめ方としてはいいと思います。はがきの印刷と発送だけを民間委託するという考え方も検討していただけないでしょうか。</p>
選挙管理委員会事務局長	<p>先ほど封書化する理由の1つとして、紙面が大きくなると申し上げましたが、実は一人ひとりのはがきで送りますと、未着率が非常に高くなるのです。例えば世帯に有権者が3人いるうち1人だけ着かないというケースもありますので、封書化することによりまして、そういったことが解消されるメリットもあると考えております。なお、封書の表に、世帯の有権者全員の選挙のお知らせが同封されている旨を大きく表示したいと思っております。</p>
委員	<p>1世帯に3人いて、それがはがきだと2枚しか届かないというのは、どういう意味ですか。未着率というのは何ですか。</p>
選挙管理委員会事務局長	<p>実ははがきが薄くなっておりまして、ミシン目の所でピタッとくっついてしまうのです。そういう関係でなぜか未着になってしまうケースもあります。</p>
委員	<p>案内は1枚しか入っていないのですか。それとも個人の枚数分が入っているのですか。</p>
選挙管理委員会事務局長	<p>世帯に4人いれば、封書の中には4枚入ります。バーコードは一人ひとりのお知らせに振ってあります。</p>
委員	<p>この委託は諮問32でご検討いただいたオペレーション委託とは違って、システム運用上の内部チェックが全く入らないシステムなのです。いわば区と業者との信頼関係においてのみ、運用されるものなのです。ですから業者の選定及び啓発や意義付け等については十分理解されて、質の面からいい業者の選定をしていただくことが必要だろうと思います。</p> <p>2番目に、多少の内部チェックとしては、二重に故意に出されるとか不当な投票がなされる余地がないように、印刷ミスの数、残数、納品数はトータルチェックをされて、用紙類等が適正に使われたことを確認することが、最低限必要ではないかと思えます。是非、そういう点についてのチェックも、条件としてお願いしたいと思えます。</p>
選挙管理委員会事務局長	<p>ただいま委員が言われた2点については、契約の際、仕様書の中に十分盛</p>

務局長	り込んで徹底していきたいと思います。また、私どもの職員が打出しの際から立ち会いまして、厳重にチェックしてまいりたいと考えております。
委員	作業はどこで扱うのでしょうか。庁内ですか。
選挙管理委員会事務局長	委託先でやります。
委員	未着数というのは、どのくらいあるのですか。
選挙管理委員会事務局長	衆議院選挙の場合ですが、約400件ございました。
委員	はがきがあまり良くないから未着が発生していたわけですね。それをなくすため、世帯に送るという発想になったのですか。
選挙管理委員会事務局長	未着を解消していきたいというのも1つの理由ですが、そのほかに紙面を大きくするとか、将来的に啓発チラシ等の封入が可能になるというメリットがあります。ですから未着率を減らすだけではありません。
委員	事業の内容にあまり踏み込みたくはないのですが、例えば私の場合ですと、私と妻と長男という3人の有権者がおり、世帯主は私になっているのです。そうすると私の名前で郵送されるわけですか。連記ではないわけですか。
選挙管理委員会事務局長	連記ではございません。窓開き封筒に世帯主の方がいちばん前にくる形で、郵送したいと考えております。
委員	例えば3人いたとしたら、外側から見てその3名は把握できるわけですか。
選挙管理委員会事務局長	いや、それは出来ません。
委員	制度の問題についてあまり踏み込みたくはないのですが、はがきは見ればわかりますが、例えば私の妻に来た封筒は家族と言えどもやはりプライバシーの問題がありますから、開けないようにしているのです。その辺で皆さんが意図されている投票率のアップあるいは経費の削減に必ずしも繋がらないのではないかという気がするのです。技術的に可能だったらやはり連記されたほうがいいのではないかと気はいたします。
会長	選挙は一人ひとりの主権者が行使すべきもので、それを世帯単位でやるというのは原理的におかしいと思うのです。あまりにも安易に考えすぎているのではないかと気がしますが、いかがでしょうか。
選挙管理委員会事務局長	選挙の入場券ということではなくて選挙のお知らせです。当然それがなくても投票ができるようになっているわけです。世帯主の名前だけが見えますが、封筒の表面に、この封筒の中には世帯の有権者全員の方の選挙のお知らせが入っている旨の表示を大きくしたいと考えております。
委員	せめてそれを連名でやることは、不可能なのですか。
選挙管理委員会事務局長	連名にいたしますと、選挙資格がなくなる方の引き抜きが手作業になってしまいます。
委員	女性は世帯主でない場合が多いわけです。たとえ中身が分かっている、夫宛てにきた封書を先に開けて私のものを取り出すというの、向こうもあ

	<p>まりいい気はしないだろうし、また、単に忘れることもあります。啓発の意味から紙面を大きくしても効果があるのでしょうか。</p> <p>それから議員の方々がおっしゃるとおり、票1票の重みというのは、皆さんもよく承知していらっしゃるし、お知らせの重みもよく承知していらっしゃると思うのです。皆さんも自分の活動のお知らせなどを送られるときに、世帯で送られるのか個人で送られるのか悩まれているだろうと思います。そういったことを含めて、是非、再度ご検討していただければと思います。</p> <p>民間委託にしても、セキュリティ対策などをもう1回ぐらい検討されてから提出されても決して遅くはないと思うのです。広報活動も含めて、もうちょっと余裕を持ってから実施されるよう検討していただければと思います。</p>
選挙管理委員会事務局長	<p>今回ご提案しております封書化は、23区のうち3区で実際に行っております。そうした区では、世帯全員の表示をしていなくてもスムーズに運営されている、選挙人の方には理解をいただいているという状況を聞いています。</p>
委員	<p>違うご意見も聞いているのですが、それはどちらから聴取されたご意見でしょうか。</p>
選挙管理委員会事務局長	<p>今回聴取しましたのは、目黒区、大田区、板橋区です。なお、このほかにも本区を含めまして6区が封書化を検討しています。</p>
委員	<p>板橋区では連記されていると聞いていますが。</p>
選挙管理委員会事務局長	<p>板橋区では連記しているということです。</p>
委員	<p>いままでも選挙のときにはがきが来ましたが、それは委託しているのですか。</p>
選挙管理委員会事務局長	<p>区のほうで印刷して郵便局に持ち込んでいます。</p>
委員	<p>では、いままでは全然委託していなかったということですか。</p>
選挙管理委員会事務局長	<p>はい。</p>
委員	<p>そうすると今度は業者がお知らせを印刷して、それを作成した封筒に入れて郵送するわけですね。</p>
選挙管理委員会事務局長	<p>はい。</p>
委員	<p>このメリットは、400通ほどの未着を解消することですね。この400通の内訳は何ですか。</p>
選挙管理委員会事務局長	<p>400通の内訳ですが、はがきがくっ付いたりして、世帯のうちの一部だけが届かない、あるいは世帯全員が届かないというような申し出があって、把握した数字です。転出した方に対しての未着の数は入っておりません。</p>
委員	<p>はがきの質をよくすることが先で、未着のはがきがあるからといって封書にするというのは、趣旨が合わないのではないかと思います。板橋と杉並は人口がほぼ一緒ですから、連記が出来ないことはないと思います。その辺はどうですか。</p>

選挙管理委員会事務局長	連記にすること自体は可能です。
委員	はがきが悪いのだったらはがきをいいものにしようという考えはなかったのですか。選挙管理委員会事務局では、はがきは投票券ではないと考えておられますが、普通の人にはあのはがきを持って投票に行くものだとは基本的に認識しているわけです。その認識の違いも含めてお聞きしたかったのです。
会長	今おっしゃられていることは、この審議会とは関係ないと思うのですが、これでいちばん気になるのは、名簿の丸投げに近くなることです。それではがきなどがたくさん刷られてばら撒かれたら、大変なことになってしまうのではないのでしょうか。印刷業者が同じものを2枚作る可能性は十分あるのです。これはセキュリティ対策を考えなければならないと思います。アメリカの選挙ではないけれど、選挙の根幹にかかわってくる大問題を内在しているように思うのです。替え玉投票は現実にあるわけでしょう。
選挙管理委員会事務局長	替え玉投票は犯罪行為ですので、絶対ないとは言えないわけですが、私どもとしては、そういったことは起きないと思っております。また二重にお知らせを作るといふことは、考えておりませんでした。
会長	それがいちばん危険だと思うのです。やはりセキュリティの点で、名簿を親族まで全部丸投げで出してやった場合、後の責任はどうなるのか。しかもそうすると選挙自体が有効か無効かと争われてしまいますからね。
委員	今回提案されているのは、配付方法を個人から世帯に改めるという政策的な問題なので、この審議会の権限を超えているのです。選挙というのは国民の基本的な権利です。しかも今まで個人で来ていたものが世帯で来るというのは、選挙のあり方の大きな政策変更です。個人情報保護という観点から、いま会長からご指摘のあったような情報の漏れの危険性とは別に、選挙のあり方というか、通知の仕方を個人単位から世帯単位に変えることについては、もう一度検討していただきたい。 また、これは議会にも関係することだろうと思います。政策転換とまでは言いませんが、少なくとも受け取る側はそうなります。内容的に大きな問題だと思えますし、ここだけでもこれほど意見があるわけですから、私は今日ここで結論は出せないと思います。選挙のあり方という観点から、この場ではなくて選挙管理委員会なり議会の総務財政委員会で、もう一度検討し直していただいたほうがいいと思います。
会長	先ほど私は原理的な問題だと言いましたが、まさにいま委員がおっしゃるとおりだろうと思います。この件は保留とすることでいかがでしょうか。
区政情報課長	この諮問42については、今回は取り下げさせていただき、再度検討した上で、またお諮りさせていただきたいと思います。
会長	それでは諮問42は取り下げの扱いといたします。
諮問42号取り下げ	
諮問20号	

会 長	次は「情報公開制度の見直しについて」です。前回の審議結果を踏まえて修正したものを皆様方のお手元に郵送してご意見等を求めたのですが、1つもございませんでした。ということはこの答申でよろしいということであると認識しておりますが、そういうことでよろしいですか。
(異議なし)	
会 長	それでは、この答申で確定ということにさせていただきたいと思います。
諮問 20 号決定	
会 長	それでは、継続審議しておりました諮問 20、「情報公開制度の見直しについて」の提言と、本日諮問のありました 32 から 41 までについては、決定ということで答申することといたします。事務局のほうで答申案を作成させていただきたいと思います。それでは休憩します。
(休憩)	
会 長	継続審議しておりました諮問 20 と、本日諮問のありました 32 から 41 について、私から区長へ答申書をお渡ししたいと思います。
区 長	<p>ただいま江藤会長から、「情報公開制度の見直しについて」の答申を頂戴いたしました。審議会の委員の皆様方には、慎重に、又、ご熱心にご審議を賜りましたこと、本当にありがとうございました。</p> <p>今いただいた答申をこれから拝読させていただきますが、知る権利または行政の説明責任について明記していく、さらには請求権者を拡大し、出資法人等についても情報公開の対象にしていくなど、本当に画期的な内容が盛り込まれているとお聞きしております。</p> <p>おそらく来年、条例案をこの答申のとおり、第一回定例会に提出することになるかと思っております。議決いただきましたら、この情報公開条例は全国の自治体の中でも最先端のものになるかと思っております。そういう意味で、ご提案をいただきまして、本当に心から厚く御礼を申し上げたいと思います。</p> <p>さらに今年 9 月の区議会で、21 世紀ビジョンを議決していただきました。新しい杉並区の将来像として、「区民がつくる緑の都市すぎなみ」ということになりました。「緑の都市」という内容はいろいろあると思いますが、大事なところは区民がつくるということだと思います。これから新しい地方自治の時代に入ってくる中で、区民と一緒に協働で理想、目的を達成していくという中では、やはり情報公開というものは、まさに避けて通れない、最も重要な課題の 1 つでもあります。また請求を受けてから公開するだけではなくて、自らがきちんと公表し、説明責任を果たしていくことこそ、新しいビジョンを達成していく上での、大事なプロセスだと考えております。そういった意味で新しく提案していくこととなります情報公開条例は、私は胸を張れるものになるのではないかと考えております。</p> <p>今後も皆様方におかれましては、さまざまな点でご協力、ご理解をいただきますようお願い申し上げますと共に、最後になりましたが、委員の皆様のご健勝をお祈り申し上げます、ご挨拶に代えさせていただきます。本日は長いお時間、本当にありがとうございました。</p>
会 長	本日の議題はすべて終了いたしました。ほかに何かございますか。

区 政 情 報 課 長	次回の日程ですが、2月 14 日の水曜日になります。時間は午前 9 時半か 10 時を予定しています。
会 長	それでは閉会といたします。本日はどうもご苦労様でした。